

令和2年度 就学援助制度のお知らせ（継続）

京都市では、お子さんが、市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由により、お困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する就学援助制度を設けています。

現在、就学援助を受けている方で継続を希望される方は、申込書を学校に提出してください。

1 就学援助を受けられる方

(表1) 次の①～⑥のいずれかに該当する方

申込理由	申込に必要な書類
① 生活保護を受けている方（教育扶助 受給）	・申込理由が①～③の方
② 生活保護を受けている方（教育扶助 非受給）	・申込理由が④、⑤の方で、既にマイナンバー申告書を提出している場合
③ 平成31年4月1日以降に生活保護が停止 又は廃止となった方 (世帯変更による場合を除く) (※1)	継続認定申込書のみ提出
④ 児童扶養手当を受給中の方 (※2)	※ただし、④、⑤の方で世帯の中に所得確認が必要となる満16歳以上の方(扶養対象として確認された方を除く)でマイナンバーの申告をしていない方がいる場合は、以下の書類を学校に持参してください。 ↓
⑤ 経済的理由により就学困難な状態にある方 (所得要件あり) (※3)	・就学援助に係るマイナンバー申告書 (※4) ・申込者のマイナンバーが確認できる書類【提示のみ】
⑥ その他特別な事情のある方 (火災、地震、水害等不慮の事故や災害など)	学校にご相談ください。

※1 世帯変更による生活保護の停止又は廃止の場合は、学校にご相談ください。

※2 所得審査で基準額を超えていても、児童扶養手当を受給中の方は認定できます。その場合は、児童扶養手当証書の写しを提出してください。

※3 今回不認定となった場合でも、年度途中の失業等により認定ができる場合がありますので、学校にご相談ください。

※4 令和2年1月1日時点で京都市に住民票がない方や、住民票があっても勤務地等の関係で他都市で課税されている方はマイナンバーでの所得調査ができないため、公的機関が発行するいずれかの書類をご提出ください。

- ・課税証明書（区役所等で発行、手数料必要）
- ・特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・市民税・府民税納税通知書（自営業の場合に市町村から6月頃に送付）

なお、令和2年度の証明書は、6月1日以降に発行が可能となるため、証明書の提出が遅れる場合は学校にご連絡いただき、申込書のみ提出いただくようお願いします。

2 申込期間

(表2)

申込日	認定日
5月31日まで	⇒ 7月1日

※昨年度に就学援助を認定された方の認定期間は、令和2年6月30日で終了します。

引き続き継続を希望される方は、5月31日までの申込をお願いします。なお、6月以降も申込はできますが、認定日により支給が遅れる場合や支給の対象とならない場合があります。新型コロナウイルス感染症の影響やその他やむを得ない事情により提出が遅れる場合は、事前に学校までご相談ください。

3 所得基準額（（表1）の申込理由④・⑤の認定）

・世帯全員（扶養対象として確認された方及び高校1年生相当以下の方を除く）の令和元年合計所得が「所得基準額」と「加算項目」の合計以下であれば、就学援助を受けることができます。

（表3）

世帯 人数	＜所得基準額＞
2人	1,820,200円
3人	2,331,200円
4人	2,792,700円
5人	3,219,200円
6人	3,573,600円
7人 以上	1人につき 354,400円加算

（表4）

＜加算項目＞	下記の事情がある場合は、1項目または1人につき 23万円を左表の＜所得基準額＞に加算します。
（ア）妊婦	→証明（母子手帳の写し）必要
（イ）産婦（出産後6か月以内）	→証明（母子手帳の写し）必要
（ウ）老齢者（70歳以上）	→令和2年4月1日時点年齢 (昭和25年4月1日以前生まれの方)
（エ）母子・父子世帯	
（オ）障害のある方	→証明（手帳の写し等）必要 (身体障害者手帳1~3級、精神障害者手帳1・2級又は療育手帳Aと同程度の方)
（カ）入院・在宅の長期療養者	→証明（診断書）必要 (3か月以上治療中の方)
（キ）18歳未満の子が3人以上	→令和2年4月1日時点年齢 いる世帯（18歳未満の3人目以降について、1人増すごとに23万円を加算します。） (平成14年4月2日以後生まれの方)

※ 世帯人数とは住民票上の世帯ではなく、実際に同居されている全ての方です。ただし、同居されていない場合でも、単身赴任の方がいらっしゃる等、生計を一とする場合は世帯に含まれます。

※ 「所得基準額」と照らし合わせる世帯の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や、確定申告書の「所得の合計額」を参考にしてください。

※ 合計所得が「所得基準額」以下であれば、所得基準額に加算する必要がないため、「加算項目」に該当があっても証明書類は提出不要です。

認定例 （世帯が父・母・小学3年・5才（幼稚園）の4人世带で母親が妊婦である場合）

＜所得基準額＞
(表3) 参照
2,792,700円
(4人世帯)



＜加算項目＞
(表4) 参照
230,000円
(妊婦による加算)



世帯の合計所得金額が
3,022,700円以下である場合
就学援助を受けることができます。

マイナンバー申告書の提出が必要な方は参照してください。

[マイナンバーが確認できる書類] 申込時に提示ください。確認後すぐに返却します。

個人番号カードの見本



通知カードの見本



※マイナンバーが確認できる書類が必要な方は申込者（保護者）1名のみです。

※マイナンバーが確認できる書類がない場合は、区役所等で発行された住民票記載事項証明書（マイナンバー付き）を提示してください。

4 就学援助の内容

(表5) (支給時期はあくまで目安です。申込まれた時期により対象とならない場合や支給が遅れる場合があります。)

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・校外活動費（遠足等の交通費と見学期）【注1】	(前期)	1年 2~6年 6,670円 7,805円	1年 2,3年 12,530円 13,665円	7月頃から随時
	(後期)	同上	同上	12月頃から随時
②校外活動費 (花背山の家・みさきの家等宿泊を伴うもの)		実費（一部対象外経費あり）		8月頃から随時
③体育実技用具費 (スキー・スケート・剣道・柔道)		授業用で全員が購入することになっている用具の実費 (ただし小・中で種類や金額に制限あり)		12月頃から随時
④新入学学用品費 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)		51,060円	60,000円	(入学前) 3月上旬～中旬 (入学後) 5月頃から随時
⑤学校給食費		京都市から直接学校及び給食業者に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります		実費（限度額あり）		年3回
⑦修学旅行費 【注2】		21,670円以内	57,300円以内	8月頃から随時
⑧医療援助費		受診時に「医療券（病気治療のおすすめ券）」を持参し、対象疾病であれば京都市から直接医療機関に支払うため、保護者負担はありません。対象疾患は、むし歯（中学生のみ対象、小学生は学童う歯対策等の対象となり保護者負担なし）、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿瘍疹及び寄生虫病のみです。受診時に「医療券（病気治療のおすすめ券）」が必要ですので、事前に必ず学校へ連絡してください。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います）		
⑩学校生活管理指導表（食物アレルギー用）等作成費 【注3】		小学校のみ実費（上限3,300円）		9月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費（上限11,000円）	実費（上限8,800円）	3月頃から随時

【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小1,710円、中2,330円 12月頃から随時交付）及び⑦～⑨が対象です。それ以外については保健福祉センターから支給されます。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合 60,300円以内となります。

【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。
検診料、診断料は対象となりません。

※ 学校長の判断により、学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。

記入例

継続認定申込書の記入について

申込書は記入例を参考に、太枠内ののみを記入してください。

世帯の状況(同居している方全員、単身赴任を含む)			生年月日	職業・学校等
続柄	氏名			
(フリガナ)	キヨウト	イチロウ	④ 23. 5. 10	○○小学校3年2組
1 児童本人	(氏) 京都	(名) 一郎		
2 父	京都	太郎	T Q H R 55. 6. 1	会社員
3 母	京都	花子	T Q H R 56. 5. 1	無職
4 兄	京都	次郎	T S H R 19. 7. 1	○○中学校1年1組

よくある質問

Q1. 小学1年生の弟が4月に就学援助を申込みましたが、5年生の姉の継続申込は今回必要ですか？

A1. 必要です。申込書は1人につき1枚提出してください。

Q2. 今年度は就学援助を申し込みませんが、学校に連絡が必要ですか？

A2. お手数ですが、お子様が通われている学校に継続をしない旨の連絡をお願いします。

Q3. なぜマイナンバーを申告する必要があるのですか？

A3. マイナンバーを活用することにより、所得金額等を確認することができ、証明書の提出が不要となるためです。

Q4. マイナンバーの申告は、来年度以降も必要となりますか？

A4. 1度申告いただければ、世帯状況の変更等で所得確認が必要となる満16歳以上の方（扶養対象として確認された方を除く）が増えない限り再度申告書の提出は不要です。

Q5. 児童扶養手当を受給中ですが、児童扶養手当の証書の写しの提出は必要ですか？

A5. 児童扶養手当を受給中の方も、まずはマイナンバーによる所得金額等の調査を行い、所得超過の場合のみ児童扶養手当の証書の写しを提出いただき、確認できれば認定を行います。

Q6. 児童扶養手当を理由に認定されましたが、児童扶養手当が全額停止になりました。どうすればよいですか？

A6. 学校にその旨を連絡してください。児童扶養手当の受給が全額停止や廃止になった場合はその時点から遡って取消となります。

Q7. マイナンバーカードを紛失して番号がわかりませんが、どうすればよいですか？

A7. お住まいの区役所等で発行される住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）もしくはカードを再発行のうえ、申込の際に学校に提示してください。

Q8. 私は配偶者特別控除になっています。私の所得はどのような扱いになりますか？

A8. 配偶者特別控除の方の所得は、世帯の所得として合算します。

Q9. 昨年途中に失業し、現在も求職中です。就学援助を受けることはできますか？

A9. 失業が確認できるもの（雇用保険受給資格者証等）を提出してください。その方の所得は0円とみなし、世帯の合計所得を算出し判断します。

Q10. 他の保護者や子どもの友達に知られたくないありません。

A10. 申込をしたことはもちろん、認定や受給について他の人に知られないようにしています。

お問合せ先

○制度概要について

京都いつでもコール（電話 661-3755）

年中無休 朝8時～夜9時 おかげ間違いにご注意ください

○申込みに関する個別相談

ご不明な点は、学校までご相談ください。